

条例の命令規定（案）						資料 1－5
条文	内容	要件	対象	命令等の規定	許可制度	届出制度
1 第8条第2項	知事は、 <u>土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等</u> （前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、 <u>当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u>	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われているおそれがあると認めるとき	埋立て等を行っている者	・ 当該埋立て等の停止命令 ・ 現状を保全するために必要な措置命令	○	○
2 第8条第3項	知事は、 <u>土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したときは、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報を提供することができる。</u>	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したとき	当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）	・ 埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部の撤去命令 ・ 当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置命令 ・ 速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報の提供	○	○
3 第26条第1項	知事は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 <u>当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとき	当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者	・ 相当の期限を定めて必要な措置命令 ・ 相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
4 第26条第2項	知事は、 <u>第九条又は第十五条第一項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者又は第●条の規定に違反して届出を行わないで土砂等の埋立て等を行った者</u> に対し、 <u>相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	許可、 <u>届出</u> 又は変更許可を受けないで土砂等の埋立て等を行ったとき	許可、 <u>届出</u> 又は変更許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者	・ 相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部の撤去命令 ・ 必要な措置命令 ・ 相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止命令	○	○
5 第26条第3項	知事は、 <u>第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u>	・ <u>完了（廃止）届の確認の結果、適合していない旨の結果通知があった者</u> ・ 許可の取消しを受けた者	土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は <u>生活環境の保全上必要な措置を講じないとき</u>	・ 相当の期限を定めて、必要な措置命令	○	○
6 第26条第4項	知事は、 <u>第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、第十四条第一項第五号、第六号又は第八号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	許可を受けた者	・ 土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていないとき ・ 土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合しないとき 八 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないとき	・ 相当の期限を定めて必要な措置命令 ・ 相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
7 第26条第5項	知事は、 <u>第九条の許可及び第●条の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者又は届出を行った者</u> に対し、その原因の調査その他当該許可 <u>又は届出</u> に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、 <u>相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	許可を受けた者 <u>届出を行った者</u>	第九条の許可 <u>又は第●条の届出</u> に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したとき	・ 相当の期限を定めて必要な措置命令 ・ 相当の期間を定めて当該許可 <u>又は届出</u> に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○

8	第27条第1項	知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取消し、次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するとき又は第●条の届出を行った者が次の各号（第一号、第三号から第八号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	第1号	許可を受けた者	第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき	当該許可の取消し	○	—
9			第2号	許可を受けた者 届出を行った者	偽りその他不正の手段により第九条の許可、第●条の届出、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○
10			第3号	許可を受けた者	正当な理由なく、第九条の許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
11			第4号	許可を受けた者	第九条の許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
12			第5号	許可を受けた者	第十四条第一項第一号イ、二、ホ又はへに該当するに至ったとき	当該許可の取消し	○	—
13			第6号	許可を受けた者	第十四条第一項第一号トからリまで（同号イ、二、ホ又はへに係るものに限る。）のいずれかに 該当するに至ったとき	当該許可の取消し	○	—
14			第7号	許可を受けた者	第十五条第一項の変更許可を受けなければならない事項を同項の変更許可を受けないで変更したとき	当該許可の取消し	○	—
15			第8号	許可を受けた者	第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
16			第9号	許可を受けた者 届出を行った者	第十八条から第二十二条までの規定に違反したとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○
17			第10号	許可を受けた者	前条及びこの項の規定による命令に違反したとき	当該許可の取消し	○	—
18	第29条委第1項	知事は、第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可、第●条の届出又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者 二 前条第二項の規定による報告を怠った者	第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するもの ・許可、届出又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合の確認を怠った土地の所有者 ・上記土砂等の埋立て等を確認したが、知事への報告を怠った者		第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないとき	当該命令に係る措置を講ずるよう勧告	○	○
19	第29条第2項	知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。	前項の規定による勧告を受けた者		前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるとき	当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずる	○	○